

設楽町奥三河総合センター体育施設等使用料補助金の支給に関する規程

平成18年4月1日
教育委員会告示第4号

(目的)

第1条 この告示は、奥三河総合センター体育施設等の利用に要する経費について、利用者に対する補助金の支給に関する事項を定め、設楽町住民の体育振興を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 設楽町の住民又は設楽町内在勤者が利用した体育施設等のうち、別表に定める施設の使用料について補助対象とする。

(補助率)

第3条 前条の補助率は、予算の範囲内において別表のとおり支給する。

(補助金の支給)

第4条 補助金は、教育長の定める様式による申請に基づき支給する。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

利用施設名	補助対象額	補助率
奥三河総合センター 運動場利用	夜間照明使用料納入額	30%以内
	運動場使用料納入額（ただし、中学生以下を中心とした団体に限る。）	100%以内
奥三河総合センター 体育館利用	使用料納入額	30%以内